

大田区立石川台中学校 運動部活動に関する活動方針

学校における部活動の方針	○運動部 大田区教育委員会の方針に則り、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。 ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。 ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。 ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
	○文化部 大田区教育委員会の方針に則り、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。 ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、従来の学校教育の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることとする。また、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。 ・生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととする。また、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること。 ・学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。 ・文化部活動の多様性に留意し、可能な限り生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

適切な休養日等の設定方針	大田区教育委員会の方針に則り、週当たりの休養日、長期休業中の休養日、1日の活動時間については、以下を基準とする。 【休養日】 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。） 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動・文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。 【活動時間】（※1） 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
設置されている 運動部活動名	陸上競技部、野球部、テニス部、バドミントン部、卓球部
設置されている 文化部活動名	演劇部、吹奏楽部、電気工作部、和楽器部(※2)

※1 大田区内の感染症感染拡大に伴い、大田区中学校長会の内容を受けた活動時間について

- (1) 平日の活動時間について 活動時間を1時間30分程度とする。
(下校時間を設定する)
- (2) 休日の活動時間について 活動時間を3時間以内とする。
(学校登校時間～下校時間)
(食事無し、土日いずれか1日のみ)

※2 入部対象生徒はC組(特別支援学級)のみ